

# 津市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱

平成 21 年 3 月 31 日訓第 30 号

改正 平成 26 年 7 月 31 日訓第 65 号  
平成 29 年 3 月 31 日訓第 32 号  
平成 30 年 5 月 31 日訓第 38 号  
令和 3 年 3 月 31 日訓第 36 号  
令和 5 年 3 月 1 日訓第 9 号  
令和 6 年 3 月 21 日訓第 9 号  
令和 6 年 9 月 30 日訓第 76 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内にある木造住宅の地震に対する安全性の向上を図ることにより、地震に強いまちづくりを進めるため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 津市木造住宅耐震診断等事業実施要綱（平成 18 年津市訓第 43 号。以下「耐震診断等実施要綱」という。）に基づき実施した診断  
イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により登録を受けている建築士事務所に属する者が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法、精密診断法 1 若しくは精密診断法 2 に基づき実施した診断

(2) 耐震補強計画 津市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱（平成 18 年津市訓第 44 号）第 2 条第 4 号に規定する耐震補強工事を行うための補強計画をいう。

## (名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「木造住宅耐震補強計画事業補助金」（以下「補

助金」という。)と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、耐震診断等実施要綱第3条に規定する対象住宅(以下「対象住宅」という。)に関し、木造住宅耐震診断で評点0.7未満と診断された住宅の耐震補強計画(社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年4月1日施行)附属第Ⅱ編第1章イー16-(12)-①の3のイに該当する耐震化のための計画の策定及び耐震改修を総合的に行う事業における当該耐震化のための当該計画に限る。)に要する費用をその対象として、当該対象住宅を所有する者に対し、これを交付するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は18万円(精密診断法1又は精密診断法2に基づく診断を実施した対象住宅にあっては、34万円)を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、同一住宅について1回限り交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、耐震補強計画を策定する10日前とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 木造住宅耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震補強計画に要する経費の見積書等の写し
- (3) 賃貸住宅、共同住宅又は長屋住宅の場合にあっては、入居者全員の同意書
- (4) 補助金の交付請求及び受領を耐震補強計画を策定する者が所属する建築士事務所に委任する場合にあっては、補助金代理請求及び受領予定届出書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、木造住宅耐震補強計画事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、

次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 耐震補強計画報告書
- (2) 特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会の判定会又は複数の耐震診断者による判定を受けた耐震補強計画判定書（精密診断法2に基づく診断を実施した対象住宅にあっては、学識経験者又は構造設計一級建築士が判定に携わったものに限る。）
- (3) 耐震補強計画業務委託契約書（変更契約書を含む。）の写し
- (4) 耐震補強計画業務委託料支払証明書（領収書等）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日訓第65号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓第32号）

- 1 この訓は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年5月31日訓第38号）

- 1 この訓は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 改正後の津市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日訓第36号）

- 1 この訓は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月1日訓第9号）

この訓は、令和5年3月6日から施行する。

附 則（令和6年3月21日訓第9号）

- 1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月30日訓第76号）

- 1 この訓は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の津市木造住宅耐震補強計画事業補助金の規定は、令和6年4月1日以後に着手し、かつ、この訓の施行の日前に津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）第13条の規定に基づく額の確定を行っていない耐震補強計画に係る補助金について適用する。